

学校のきまり

2009年 4月
三重大学教育学部附属中学校
生徒指導部生活指導

1. 服装

(ア) 制服

- ・入学時の制服を基準とし、原則として制服の下より衣類が見えないようにする。
- ・男子は白のカッターシャツを着用する。女子は白のカッターシャツ・ブラウスを着用してもよい。
- ・スカートはひざにかかる程度の長さとする。
- ・女子は学校指定のブラウスを着用する。(2007年度入学生より)
- ・男女ともセーター等の着用は認める。ただし、フード付きのものは禁止とする。
- ・夏服は学校で定められたものとする。

(イ) 靴下

- ・白とし、ファッション的なもの(ルーズソックスなど)は着用しない。(ワンポイントはよい。)

(ウ) 靴

- ・運動靴とする(色などは自由)。

(エ) 名札校章

- ・学校指定の名札を制服につける。つける場所は、ポケットの部分とし、ピンでとめる。
- ・クラスカラーのシールを名札のラインの下に貼る。
- ・校章はつけてもつけなくてもよい。

(オ) 頭髪

- ・男子は、前髪は目に、後ろは襟に、かからないようにする。
- ・女子は、前髪は目にかかってはいけない。また、後ろは制服の襟の下のラインまでを限度とし、それより長いものは、細いゴムや髪止めでとめるものとする。

細いゴムや髪止めは地味なものとし、ファッション性、装飾性の高い物、シュシュやカチューシャ、バレッタ、ヘアバンドなどは使用しない。

- ・整髪料を使って髪の毛をたてる、パーマをかける、染める、脱色する、襟足を長くする等、装飾的・ファッション的な髪型は禁止する。

(カ) その他

- ・ピアス、指輪、ネックレスやマニキュアなどの装飾をつけたり、化粧をすることは禁止する。
- ・下校後、あるいは休日などに学校へ来る時は、必ず制服または指定のジャージを着用する。部活動も同様とする。
- ・衣替えは6月1日、10月1日を基準とし、その前後各2週間は移行期間とする(気温を考慮して、その都度連絡する)。

- ・冬季については防寒着（マフラー，手袋，帽子を含む）の着用を認める。着用してもよい時期は，11月初めから4月末とする。ただし，授業中や校舎内の着用は禁止する。
- ・ひざかけは使用しない。

2. 所持品

- (ア) 学生証は，常に携帯する。
- (イ) 学習に不必要なもの(マンガ本，遊び道具，高価な物品など)は，持ってこない。
- (ウ) 弁当，お茶以外の飲食物を持って来ることは禁止する。
- (エ) 時計は，必要な者は持ってきてもよい（自己管理とする）。
- (オ) 携帯電話は持ってこない。ただし，保護者が申請し，許可をされた生徒は持ってきてもよい。校内では使用してはならない。
- (カ) 現金はできるかぎり所持しない。友達同士の貸し借りも絶対にしない。
- (キ) 現金や貴重品，携帯電話を持ってきたときは，朝，担任の先生に預ける。

3. 登下校

- (ア) 登校
 - ・遅刻，早退，欠席は，原則として保護者を通じてできるかぎり朝学活までに学校に連絡する。
 - ・朝，8時30分に教室に入っていない場合は遅刻とする。
- (イ) 下校
 - ・完全下校の時刻には，全生徒が校門を出ていること。
- (ウ) 帰路
 - ・夕刻の帰りなどは，複数下校に心がける。
 - ・登下校途中での飲食はしない。また，駅近隣の大型店舗や商店街などに立ち寄って買い物などをしない。
- (エ) その他
 - ・自動車での送り迎えは，特別な事情で許可を得た者以外は認めない。

4. 学校施設の使用

- (ア) 体育館・特別教室の授業外使用の時は，必ず担当の先生の許可をうける。準備室・研究室には教科担任の許可を得てから立ちよる。事務室への出入りは禁止する。
- (イ) 休日のグラウンド・体育館・その他校舎の使用は，クラブ顧問などの許可を得る。
- (ウ) 保健室へは，病気・怪我・健康相談以外は入らない。
 - ・授業中に保健室を利用するときは，保健室利用用紙（教室か職員室に設置）に記入し，担当教科の先生の印（サイン）をもらう。
 - ・勝手に保健室のソファやベッドで休養したり，保健室内のものを使用しない。
- (エ) 原則として他学年の教室への出入りはしない。
- (オ) 移動教室など教室を使用しない場合は，必ず施錠する。
- (カ) 昼休みのグラウンドの使用は予鈴までとし，あとかたづけをきちんとする。
- (キ) 前庭や中庭，道路での危険な遊びはしない。

- (ク) 駐車場では遊ばない。
- (ケ) 室内・ベランダなどでのボール遊びは禁止する。

5. 基本的な生活習慣

- (ア) 教室の美化に心がけ、バッグ・その他の荷物はロッカーに入れる。ロッカーの上などに荷物をおかない。
- (イ) 自転車は、所定の場所に置き、必ず施錠する。
- (ウ) 万一、何かを破損したときは、すみやかに担任に申し出る。
- (エ) 清掃は、各分担場所を協力して行う。
- (オ) 原則として、校外への外出はしない。どうしても必要なときは担任の先生の許可を受け、戻ったときも担任の先生に報告する。
- (カ) 物を大切にし、机や公共のものに落書きをしたり、壊したりしない。

6. 昼食

- (ア) 給食当番は、エプロンを必ずつけ、協力して時間内に配膳できるように努力する。
- (イ) 当番以外の生徒は、12時55分（平常時）までに教室に入り、配膳がスムーズにできるように協力する。
- (ウ) 給食は自分の学級でとり、13時15分（平常時）までは教室内にいるものとする。弁当の時は、13時5分（平常時）までとする。
- (エ) あとかたづけは、各自責任を持って行い、全体のかたづけは、当番で行う。

7. 交通

- (ア) 交通指導部からのルールを守る。

8. 部活動

- (ア) 部活動指導部からのルールを守る。

9. 校外生活

- (ア) 映画館などへ行く時は、保護者の許可を得る。
- (イ) ゲームセンター・ゲームコーナー・カラオケボックスなどへの立ち入りは、保護者同伴とする。
- (ウ) 不必要な夜間の外出・外泊はしない。
- (エ) 見知らぬ人の誘惑にはのらないようにする。
- (オ) 他校生等とのトラブルがあった時は、すぐ学校に届け出るようにする。